

山形県立保健医療大学教授会規程

平成 21 年 4 月 1 日
規 程 第 1 号
平成 28 年 7 月 19 日
規 程 第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山形県立保健医療大学学則(平成21年学則第1号)第46条第 7 項の規定に基づき、教授会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集等)

第 2 条 教授会は学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故があるとき又は欠けたときは、学長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

3 学長は、教授会の招集にあたっては、審議すべき事項その他必要な事項を、教授会開催日の 6 日前まであらかじめ各構成員に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合にあっては、この限りではない。

(会議)

第 3 条 教授会の会議は、定例会議と臨時会議とする。

2 定例会議は、毎月 1 回開催するものとする。

3 臨時会議は、学長が必要と認めたとき又は構成員の 3 分の 1 以上の者から審議する事項を示して要求があったときに開催する。

(定足数)

第 4 条 会議は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

(議決)

第 5 条 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会等の設置)

第 6 条 教授会に、専門の事項を調査又は審議するため、委員会等を設けることができる。

2 委員会等の設置及び運営について必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第 7 条 会議の議事録は事務局が作成し、議長及び議長が指名する出席構成員 2 名が署名し、事務局長が保管する。

2 教授会の構成員は議事録を閲覧することができる。

(実施規定)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関して必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。